

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和5年2月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
曾野木コミュニティセンター	新潟市江南区曾野木1丁目21番8号	多目的ホール1及び2	149.00	令和5年1月11日
		コミュニティールーム	44.40	
		研修室	43.70	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
坂井輪コミュニティセンター	新潟市西区小針西1丁目12番12号	多目的ホール	178.87	令和5年1月11日
		講座室	134.13 (旧 134.15)	
青山コミュニティハウス	新潟市西区青山6丁目16番20号	和室A及びB	51.22 (旧 45.38)	令和5年1月11日
		講座室	102.45 (旧 103.00)	
五十嵐コミュニティハウス	新潟市西区上新栄町4丁目5番68号	会議室	28.56 (旧 29.00)	令和5年1月11日
		和室1及び2	64.36 (旧 64.00)	
		多目的ホール1及び2	104.09 (旧 98.00)	
		多目的ホール3	31.50 (旧 43.00)	

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
木場農村集落多目的 共同利用施設	新潟市西区木場2325番地	集会所	80.96	令和5年1月11日
		会議室	34.69	